

【運営規程に規定しなければならない事項】

サービス種類	運営規程に規定しなければならない事項
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑧ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 (指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額)</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ サービスの利用に当たっての留意事項</li> <li>⑦ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑨ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
訪問看護 (介護予防訪問看護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額)</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑧ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 (指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑦ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 (指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額)</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑦ その他運営に関する重要事項</li> </ul>

通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定通所介護の利用定員</li> <li>⑤ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>⑥ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定通所リハビリテーションの利用定員 (指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)</li> <li>⑤ 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)</li> <li>⑥ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 非常災害対策</li> <li>⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑩ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 (指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額)</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑦ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 (指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額)</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑦ その他運営に関する重要事項</li> </ul>

短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 利用定員（空床利用型を除く）</li> <li>④ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)</li> <li>⑤ 通常の送迎の実施地域</li> <li>⑥ サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>⑦ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑧ 非常災害対策</li> <li>⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑩ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 (指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額)</li> <li>④ 通常の送迎の実施地域</li> <li>⑤ 施設利用に当たっての留意事項</li> <li>⑥ 非常災害対策</li> <li>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑧ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 (介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容)</li> <li>③ 入居定員及び居室数</li> <li>④ 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)</li> <li>⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</li> <li>⑥ 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑦ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑧ 非常災害対策</li> <li>⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑩ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 (外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容)</li> <li>③ 入居定員及び居室数</li> <li>④ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)</li> <li>⑤ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 (受託介護予防居宅サービス事業者及び受託介護予防居宅サービス)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ス事業所の名称及び所在地)</li> <li>⑥ 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続</li> <li>⑦ 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他運営に関する重要事項</li> </ul>
介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 入所定員</li> <li>④ 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>⑤ 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑥ 非常災害対策</li> <li>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑧ その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul>
介護老人福祉施設 (ユニット型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 入居定員</li> <li>④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員</li> <li>⑤ 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>⑥ 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑦ 非常災害対策</li> <li>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑨ その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul>
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 入所定員</li> <li>④ 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>⑤ 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑥ 非常災害対策</li> <li>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑧ その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul>
介護老人保健施設 (ユニット型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 入居定員</li> <li>④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員</li> <li>⑤ 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>⑥ 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑦ 非常災害対策</li> <li>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑨ その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul>

<p>介護療養型医療施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 入院患者の定員</li> <li>④ 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料 その他の費用の額</li> <li>⑤ 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑥ 非常災害対策</li> <li>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑧ その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul>
<p>介護療養型医療施設 (ユニット型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 入院患者の定員</li> <li>④ ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員</li> <li>⑤ 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料 その他の費用の額</li> <li>⑥ 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑦ 非常災害対策</li> <li>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑨ その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul>